

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（13）
------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 （具体的な内容） 一の都道府県を区域とする、鉱業、石油製品販売業、石炭販売業に係る協業組合、洋食器たる陶磁器又はおもちゃたる陶磁器の製造業、織物（幅が十三センチメートル未満のものを除く）の製造業、メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業、布製の衣料品（和装用のものを除く）の製造業、製綿業、織物・メリヤス生地・メリヤス製品又は布製の衣料品の卸売業、硫黄鉱業、石油製品販売業、石炭鉱業、石炭販売業に係る商工組合・商工組合連合会の設立認可、定款変更認可、報告徴収、立入検査、改善命令等。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	207人の内数
事務量（アウトプット）	○経済産業局の所管組合数：2,536件（平成21年度末） （参考）組合の総数 37,222件 うち都道府県の所管組合数 27,998件 ○経済産業局における手続き件数： 19年度 3,570件 20年度 7,382件 21年度 4,259件 うち、決算関係書類等の受理2,145件、役員の変更届出の受理1,160件、定款変更の認可831件（平成21年度）
備考	本法に基づく中小企業組合の認可等の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事業を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。

工 程	改正を要する法令等の事項	「中小企業団体の組織に関する法律施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	-
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲

	備考	指定都市に権限移譲を行った場合、都道府県との間で権限の重複関係が生じることから、当該事案について都道府県と指定都市との間で調整・合意されることが前提
--	----	--

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（16-2）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>割賦販売法（以下「法」という。）は、割賦販売等にかかる取引の健全な発展、購入者等の利益の保護、商品等の流通及び役務の提供の円滑化を目的として、クレジット業者の登録、消費者に対する過剰な与信を防止するための支払可能見込額調査、消費者の利益の保護を図るために必要な内部管理体制整備等を義務付けている。</p> <p>付与を検討することとしているクレジット業者に対する報告徴収・立入検査は、これらの規制の実効性を確保するために実施するもの。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの情報等を端緒として法令違反の可能性がある事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合 ・割賦販売法に基づく登録クレジット事業者全てを対象として、法令遵守体制や財務状況などの業務の実態を確認するために行う場合 ・包括クレジット業者等において、クレジットカード番号等の漏えい等があり、二次被害の状況、規模等からみて当該包括クレジット業者の法令遵守体制などの業務の実態を確認する必要がある場合 ・その他、事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合等に、必要に応じて実施。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	102人の内数
事務量（アウトプット）	<p>○前払式割賦販売・前払式特定取引業者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規許可件数0件、立入検査件数約100件、（平成19～21年度の平均値） <p>○包括クレジット業者に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新登録件数272件（※）、立入検査件数約50～60件、（更新登録は平成22年度（8月1日現在）の実績値（※）。検査は平成19～21年度の平均値） <p>○個別クレジット業者に関する事務（法改正に伴い平成21年12月より新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録件数130件（※）、立入検査件数0件（※※） <p>※平成20年における割賦販売法改正により、「包括クレジット業者の更新登</p>

	<p>録」及び「個別クレジット業者の新規登録」が求められることとなった。これにより、平成21年12月～平成22年7月末まで、経済産業局において、事業者からの更新・新規登録の申請に対する審査業務を行っている。</p> <p>※※上記法改正に伴い、個別クレジット事業者からの新規登録申請に対する審査が今まで行われてきたところであり、立入検査、届出は、登録審査が全て終了した後、（具体的には平成23年度以降）増加していく見込み。</p>
備考	<p>営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある前払式特定取引業者及び前払式割賦販売業者への報告徴収・立入検査は既に都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限を認めている。</p>

工 程	改正を要する法令等の事項	「割賦販売法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限の付与を検討するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有するクレジット業者であっても、消費者の利益の侵害は都道府県を跨いで生じるおそれがあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) ・報告徴収・立入検査は、各種規制の実効性確保という観点から行われるものであることから、担当者は割賦販売法に加え消費者保護法制等にも精通している必要がある。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（18-1）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>消費生活用製品の製造業者等に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	101人の内数

事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19 f y	H20 f y	H21 f y
	報告徴収	4	5	3
	立入検査	4	5	12
	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。			
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。			

工 程	改正を要する法令等の事項	「消費生活用製品安全法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSCマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（18-2）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>電気用品安全法は、電気用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際には、事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>電気用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	95人の内数
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。

	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19 f y</th> <th>H20 f y</th> <th>H21 f y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>94</td> <td>55</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19 f y	H20 f y	H21 f y	報告徴収	94	55	73	立入検査	53	47	57
	H19 f y	H20 f y	H21 f y										
報告徴収	94	55	73										
立入検査	53	47	57										
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。												

工 程	改正を要する法令等の事項	「電気用品安全法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSEマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（18-3）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>ガス事業法は、ガス用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>ガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	95人の内数

事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19 f y	H20 f y	H21 f y
	報告徴収	0	0	0
	立入検査	3	1	1
※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。				
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。			

工 程	改正を要する法令等の事項	「ガス事業法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSTGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（18-4）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、液化石油ガス器具等による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。</p> <p>安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。</p> <p>液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	95人の内数

事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19 f y	H20 f y	H21 f y
	報告徴収	0	0	1
	立入検査	1	4	4
※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。				
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。			

工 程	改正を要する法令等の事項	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSLPGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（18-5）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。</p> <p>家庭用品の製造事業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査は、表示の標準に適合しない製品の流通を防止するために実施するもの。</p> <p>(立入検査、報告徴収を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 <p>等に、必要に応じて実施。</p>												
予算の状況 (単位:百万円)	—												
関係職員数	95人の内数												
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19 f y</th> <th>H20 f y</th> <th>H21 f y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。</p>		H19 f y	H20 f y	H21 f y	報告徴収	0	0	0	立入検査	0	0	0
	H19 f y	H20 f y	H21 f y										
報告徴収	0	0	0										
立入検査	0	0	0										

備考	消費者庁の設置にともない、本法は消費者庁に移管されており、地方移譲については消費者庁との調整が必要。
----	--

工 程	改正を要する法令等の事項	「家庭用品品質表示法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、全国一律の法の運用の観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 当該報告徴収・立入検査は、消費者からの苦情や市場モニタリング等の結果を受け、当該製品に貼付されている表示について、その表示されている事項が「表示の標準（家庭用品品質表示法第三条）」で規定する技術的要件を満たしているかを、当該製品の試験データをJIS規格等と照合するなどして確認・精査するものであるため、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（32-1）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴収（法第39条）及び立入検査（法第40条）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において実施することができる、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・当省保有の事業者データベースや民間団体の保有するデータベース等を活用し、容器包装を使用している可能性があるにも拘わらず、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていないことが判明した場合 ・事業者が容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていない又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） 当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	-
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（報告徴収1件、立入検査0件）</p>

備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。
----	-----------------------------------

工 程	改正を要する法令等の事項	「容器包装リサイクル法施行令」の改正 「容器包装リサイクル法規則」の改正
	条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（32-2）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づく報告徴収(法第52条)及び立入検査(法第53条)(併行権限)</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査 <p>(立入検査、報告徴収を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般消費者等から、法違反が疑われる情報が寄せられた場合 その他法律違反等の可能性がある小売業者又は製造業者等 毎年一定数の小売業者又は製造業者等に対する定期的な立入検査等、必要に応じて実施。
予算の状況 (単位:百万円)	-
関係職員数	67人の内数
事務量(アウトプット)	<p>立入検査</p> <p>21年度520件(速報値)</p> <p>20年度459件</p> <p>19年度460件</p> <p>報告徴収</p> <p>21年度0件(速報値)</p> <p>20年度0件</p> <p>19年度0件※経済産業局が実施した件数</p>
備考	地方移管(全国知事会見解H22.7.15)

工程	改正を要する法令等の事項	<p>「特定家庭用機器再商品化法」の改正</p> <p>「特定家庭用機器再商品化法施行令」の改正</p> <p>「特定家庭用機器再商品化法施行規則」の改正</p>
----	--------------	---

<p>条件等の解決のための方策等</p>	<p>(移譲に当たっての条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。(併行権限) ・さらに、当該事務は、廃棄物処理法等の廃棄物行政についての知見のみならず、家電リサイクル法そのものの理解に加え、法の義務履行のため製造業者等が自主的に整備しているリサイクルシステムや家電リサイクル券の運用についての知見等が必要であることから、それらに熟知した職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
<p>移譲の時期</p>	<p>条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲</p>
<p>備考</p>	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（32-3）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第24条第1項）及び立入検査（法第24条第2項及び第3項）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者、登録再生利用事業者、再生利用事業計画認定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査等の実施。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・事業者における食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 19年度（実績なし） 20年度（実績なし） 21年度（実績なし）
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省、国土交通省）との調整が必要。

改正を要する法令等の事項	「食品リサイクル法」の改正 「食品リサイクル法施行令」の改正 「食品リサイクル法施行規則」の改正
--------------	--

条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。
移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（32-4）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。当該事務は、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施するもの。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・本省が実施している資源有効利用促進法の施行状況調査（アンケート及び店舗調査）において、識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性があることが判明した場合 ・指定表示事業者における識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	55人の内数
事務量（アウトプット）	19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（報告徴収0件、立入検査0件）
備考	共管省庁（農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。

工 程	改正を要する法令等の事項	「資源有効利用促進法」の改正 「資源有効利用促進法施行令」の改正 「資源有効利用促進法施行規則」の改正
	条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。

移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（35）
------------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第6条）、報告徴収・立入検査（法第87条3項）等）（併行権限）</p> <p>（具体的な内容） 省エネ法では、エネルギーを使用して事業を行う者がエネルギーの使用の合理化を実施する際の目安となるべき判断基準を示して、当該事業者にその遵守を求めている。 権限の付与を検討するのは、現在、経済産業局において、必要に応じて実施している、エネルギー使用合理化の状況等に関する指導・助言、報告徴収・立入検査等である。</p> <p>（立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等に委託して実施している工場現地調査の結果から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・定期報告書の内容から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・その他法律違反等の可能性がある場合等に、必要に応じて実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	107人の内数
事務量（アウトプット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>平成19年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等2,237件等（内数）</p> <p>平成20年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等約530件等（内数）</p> <p>平成21年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等約480件等（内数）</p>
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正 「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。（併行権限） その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への併行権限の付与を検討していく。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（38-1）
------------------	------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	品確法の施行に関する事務等 ・揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告、立入検査等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲を検討する事務・権限名)</p> <p>給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査。（併行権限）</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>○目的： 国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。</p> <p>○対象：揮発油販売業者、軽油販売事業者及び灯油販売事業者</p> <p>○業務内容：揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油（ガソリン）販売業者等に対する報告徴収（法第20条第1項）、立入検査（法第20条第2項）</p> <p>(立入検査、報告徴収を実施する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、企画不適合の揮発油等が、販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・規格不適合の揮発油等が販売されたまたはその可能性がある旨事業者や元売事業者等から報告があった場合 ・一般消費者等から、品質に関する苦情が寄せられた場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	68人の内数
事務量（アウトプット）	<p>○平成19年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：26,160件 立入検査：713件</p> <p>○平成20年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：32,129件 立入検査：699件</p> <p>○平成21年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：21,824件</p>

備考	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
----	-----------------------

工 程	改正を要する法令等の事項	揮発油等の品質の確保等に関する法律
	条件等の解決のための方策等	<p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品確法及び揮発油（ガソリン）等の危険物の品質に関する知識を持った職員を最低2名以上充てる必要がある（立ち入り検査を実施に当たっては、ダブルチェックや客観性の担保等の観点から最低2名の職員が必要）。 ・揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示が必要であること等から、引き続き局も実施する。（併行権限） ・立入検査・報告徴収は、経済産業大臣が品確法違反者に対する事業停止命令等を科すかどうか等の判断を下すのに必要な情報の収集を目的とするものであることから権限移譲に当たっては、全国一律の基準の下、経済産業省又は経済産業局に事前の連絡や結果の報告を行うなど緊密な連携体制を構築することが必要。 ・また、改善策などの事業者との調整に基づく当面の措置・指導に関しては、全国で事業を展開する石油元売企業や複数都道府県で事業を展開する大手特約店の経営判断とも密接に関連する場合等には、経済産業省と当該企業との連絡調整の結果を適切に反映することが必要となる。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

アクション・プランに基づく移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程表等の検討について

以下の事務については、直轄事業の一部が地方に移管される場合に、併せて移譲されるものである。

出先機関名：地方整備局	
自己仕分けの際の 事務・権限名	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：2-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）（整理番号：7）
自己仕分けの際の 事務・権限名	技術的審査、検査及び調査に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：8-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：9-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：10-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：11-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	防災業務計画等の策定に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：13-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：45-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：46-2）

出先機関名：北海道開発局	
自己仕分けの際の 事務・権限名	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（物品及び役務に関するもの）（地方移譲に係るもの）（整理番号：2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：3-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：4-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	事業評価に関する事務（地方自治体事業に係るもの）（整理番号：10） 公共工事の費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）（整理番号：24）
自己仕分けの際の 事務・権限名	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの）（地方移譲に係るもの）（整理番号：11-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：20-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	技術的審査、検査及び調査（地方移譲に係るもの）（整理番号：21-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：22-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	防災業務計画等の策定（地方移譲に係るもの）（整理番号：25-2）
自己仕分けの際の 事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号 26-2）

出先機関名：地方運輸局	整理番号（10）
-------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	旅客自動車運送事業の許認可等

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 自動車運転代行業の認定業務等 (具体的な内容) <ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意 ・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理 ・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理 ・約款届出の受理 ・公安委員会への営業停止命令の要請 ・公安委員会が行った指示に関する通知の受理 ・自動車運転代行業者への立入検査 ・自動車運転代行業者への指示等の行政処分 ・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知 等 		
予算の状況 (単位:百万円)	—		
関係職員数	輸送部門366人の内数		
事務量 (アウトプット)	事業種別		平均業務量
	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	1,245
	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	15,110
	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	647
	約款届出の受理	受理件数	1.6
	公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	1.4
	公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	50
	自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	454
	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	117
	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	117
	(平均業務量は平成17年度～平成21年度実績の平均)		
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務として移譲する。		

工 程	改正を要する法令等の事項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令等の関係条項（改正が必要な法令、条項等の精査には内閣法制局との調整が必要）
	条件等の解決のための方策等	—

移譲の時期	貴室において、地方側の権限受入意思の確認等の所要の調整が完了し、権限移譲に係る政府全体の一括法案が国会に提出・同法案が成立した後、移譲。
備考	

出先機関名：地方環境事務所	整理番号 (01, 02, 03, 04)
---------------	-----------------------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・食品リサイクル法

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>○容器包装リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査（法第40条） <p>(具体的な内容)</p> <p>法第39条及び第40条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内等内にのみ事務所等がある特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する特定容器を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p> <p>○家電リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収（法第52条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条） <p>(具体的な内容)</p> <p>法第52条及び第53条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り、及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p> <p>○食品リサイクル法</p>
----------------------------	--

	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） <p>(具体的な内容)</p> <p>法第24条第1項、第2項及び第3項に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者又は再生利用事業計画認定事業者に対する、食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用等の状況、再生利用事業の実施状況又は食品循環資源の再生利用等の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>なお、当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>3,655百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計</p>
<p>関係職員数</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>○立入検査件数</p> <p>H19: 482件</p> <p>H20: 495件</p> <p>H21: 530件</p>
<p>備考</p>	<p>○家電リサイクル法</p> <p>「小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。」(「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」中環審・産構審合同会合、平成20年2月)</p> <p>○廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。例えば、リサイクル法制においては地方自治体ごとにバラバラな運用がなされると資源の有効活用ができないし、事業者の負担も増える。資源の輸出入が進んでいることから、国がしっかり取り組む必要がある。(「出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング」平成22年8月)</p> <p>【自己仕分け結果】</p> <p>全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合</p>

	<p>や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。</p> <p>【参考】 共管省庁（経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。</p>
--	--

工 程	改正を要する法令等の事項	法律・政省令改正（家電リサイクル法、食品リサイクル法） 政省令改正（容器包装リサイクル法）
	条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに必要な法律・政省令改正を行った上で移譲
	備考	

出先機関名：地方環境事務所	整理番号（06）
---------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>法第 29 条の報告聴取・立入検査のうち、環境省地方環境事務所が使用者に対して行うものを権限移譲の対象とする。これは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく型式届出特定特殊自動車等に係る技術基準適合性・均一性を、使用過程において確認することにより、特定特殊自動車全体の排出ガス抑制性能の維持を図るための事務である。</p> <p>① 実施時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行は通報等による。 <p>② 立入場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地の工事現場、事業所、資機材拠点等、検査対象車の所在地 <p>③ 検査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> i 使用者、車名・型式、製造番号、製造年月日、燃料の種類、定格出力等の確認 <ul style="list-style-type: none"> a 基準適合表示・少数特例表示・確認証、各種契約書（販売、賃貸借、保険等）、検査記録表、点検整備帳、取扱説明書等の閲覧・確認 b 目視による実機の確認 ii 実機を用いる排出ガス試験 <ul style="list-style-type: none"> a 試験方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車： 無負荷急加速黒煙試験 ・ガソリン車： アイドリング排出ガス試験 b 試験用機材 <ul style="list-style-type: none"> ・黒煙測定器、CO/HC 測定器、発動発電機、空気圧縮機等 ・検査する側が購入・維持し、職員が立入場所へ持参。機材の操作・測定も当該職員自らが実施。 <p>④ 業務手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 1 の事務実施フロー参照 <p>⑤ 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> i 基準適合命令対象車の広域移動に関し、地方公共団体間での連携が必要となる場合がある。 ii 使用者への立入検査情報は、環境省本省との情報共有が必要。 （移譲対象外の本省権限である特定特殊自動車製作等事業者等の届出事業者への改善命令に繋がる可能性があるため） iii 別紙 2 の環境省と関係省庁との役割分担のとおり、環境省のほか、検査
----------------------------	--

	<p>対象車の使用事業の事業所管省庁も、各所管事業の使用者に対する技術基準適合命令権限等を有する。</p> <p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条に基づく技術基準適合命令を行うため、同法第29条に基づき、当該命令の対象となる特定特殊自動車の使用者に対して、特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等（以下「報告徴収・立入検査」という。）ができることとなっている。</p> <p>なお、この報告徴収・立入検査に関する規定については、条文上、法第13条に規定する届出事業者に対する改善命令、法第14条に規定する表示の禁止の措置を講じるため、法第6条第1項の規定による特定原動機の型式指定を受けた者、届出事業者、法第12条第3項の規定による少数生産車の承認を受けた者に対する報告徴収・立入検査に関する規定と一体として規定されている。</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>3,757百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>
<p>関係職員数</p>	<p>環境対策課定員 52名の内数</p>
<p>事務量（アウトプット）</p>	<p>現行は通報等による都度対応となっているため、事務量は不定である。検査対象車の今後の普及進捗状況に伴い、検査の定量化/定期化等の検討が必要と思慮。</p>
<p>備考</p>	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移譲する。ただし、本省で行っている製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）については、国際的な商品である特定特殊自動車に対するものであるため、引き続き本省において実施することとなる。本省がこの事務を行うためには、使用者に対する報告徴収及び立入検査を通じた実態調査が必要不可欠であり、自治体の域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしても、本省による迅速かつ効率的な実態把握が困難となり、その実態把握の結果に基づく本省の事務である製造業者等への規制を実施することに著しい支障を生じる。このことから、本省の事務である製造業者等への規制のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。</p>

工 程	改正を要する法令等の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条（国の責務） 見出しを（国及び地方公共団体の責務）に改める等、所要の規定を整備。 ・法第18条（技術基準適合命令） 技術基準適合命令を行う者を「主務大臣」から「主務大臣又は都道府県知事」に改める。あわせて、技術基準適合命令を受けた特定特殊自動車 が広域移動する場合に対応するため、法第18条に基づく技術基準適合命令を行 ったときは、当該命令対象車に整備命令標章を付さなければならないことや、都 道府県知事が整備命令標章を付した場合は、その旨を環境大臣に報告しなければ ならないこと等、所要の規定を整備することが必要。 ・法第29条（報告徴収及び立入検査） 報告徴収及び立入検査（使用者に係るものに限る。）を行う者を「主務大臣」 から「主務大臣又は都道府県知事」に改めるとともに、都道府県知事が報告徴 収等を行った際に違反状態が判明した場合には、その旨を環境大臣に報告する こと等、所要の規定を整備することが必要。 ・上記に合わせ、関連省令の改正を行う。
	条件等の解決のための方策等	<ul style="list-style-type: none"> ・整備命令対象車が広域移動する場合等に対応するため、都道府県間及び都 道府県と国との間での違反情報共有体制についてルール作りが必要。
	移譲の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・条件等の解決のための方策等に関し、地方側との調整が完了するとともに、 すべての都道府県において検査体制整備が整ったところで移譲。
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・測定機器購入や検査職員技術講習等の検査体制整備のため、各都道府県で 予算確保が必要。

出先機関名：地方環境事務所	整理番号（07）
---------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名)</p> <p>土壌汚染対策法（以下「法」という。）に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定調査機関の指定及び更新の事務（法第3条第1項） ・変更届出書の受理（法第35条） ・指定調査機関に対する業務改善命令（法第36条第3項） ・業務規程の受理（法第37条第1項） ・指定調査機関に対する適合命令（法第39条） ・業務廃止届出書の受理（法第40条） ・指定調査機関の指定の取消しの事務（法第42条） ・指定調査機関の指定等の公示の事務（法第43条） ・指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（法第54条第5項） <p>一の都道府県内のみで調査業務を行う者か否かの判別については、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「指定調査機関省令」という。）第1条第1項に規定する申請書に記載された土壌汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域が一であるかどうかによる。なお、ここでいう「都道府県」は全国47都道府県を指し、土壌汚染対策法施行令（以下「政令」という。）第8条に規定する市を含めない。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	<p>3,757百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量（アウトプット）	移譲対象機関数は201機関（平成22年12月末現在）。当該機関について、平成21年度に地方環境事務所が行った事務件数は228件。なお、平成22年4月より施行されている改正土壌汚染対策法により法第35条に基づく変更届出事項が増えたため、実際の事務量は増加することが見込まれる。
備考	複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の

	<p>都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間での連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。従って、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務については、地方公共団体に移管し、複数の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務については、本省において行うこととする。</p>
--	---

工 程	改正を要する法令等の事項	<p>環境大臣の権限を地方環境事務所長へ委任する法第 63 条を廃止。 （これに伴い、指定調査機関省令第 27 条及び土壤汚染対策法施行規則第 78 条を廃止。） 移譲する事務に係る環境大臣の権限を都道府県へ委任する規定を法等に新設。</p>
	条件等の解決のための方策等	—
	移譲の時期	<p>都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務を地方公共団体に移管する場合は、複数の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務は、指定調査機関の届出に係る負担を軽減するため、本省において行うことが必要。移管に伴い指定調査機関の手続き等に混乱が生じ、法の円滑な施行に支障をきたすことのないよう、当該事務について地方環境事務所から地方公共団体への移管と本省への移管とを同時に行う必要があるため、本省へ引き上げる事務に関する政府の対応方針が決まった後法令改正を行った上で移譲。</p>
	備考	<p>・一の都道府県で調査を行う指定調査機関は減少傾向にある旨を最近把握したところであり、さらに、一の市内でのみ活動する指定調査機関は想定されないため、移譲対象は都道府県のみとする。</p>

出先機関名：地方環境事務所	整理番号（08）
---------------	----------

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案	
自己仕分けの際の事務・権限名	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年環境省令第3号）第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務 （具体的な内容） 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族は、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）に対して、認定の申請や給付の請求をすることができる。申請等に当たっては、機構に対して関係書類の提出を行う必要があるが、窓口が全国一箇所だけでは、申請者の利便性の観点から問題がある。このため、全国の地方環境事務所や保健所、一部の市区町村においても、機構に代わって申請者からの書面等の提出を受け付けている。</p> <p>なお、既にすべての保健所と一部の市区町村が当該事務を実施しており、地方環境事務所で毎年受け付けている件数は年間100件強である。地方自治体に委譲された場合、この件数分の業務が各地方自治体に分配されることとなる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	3,757百万円の内数（申請書の経由に係る移送料等） ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	各地方環境事務所につき1名が、職務の一部として実施
事務量（アウトプット）	○申請・請求受付件数 H20 114件
備考	「地方」（全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（p.64）、平成22年7月15日） 地方公共団体に移管

工 程	改正を要する法令等の事項	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条等
	条件等の解決のための方策等	—

移譲の時期	すべての市町村において当該事務の実施体制の確保がなされ次第、速やかに着手。ただし、移譲が十分に周知されるまでの間は、申請者の利便性の観点から、地方環境事務所についても引き続き申請書等を受理できることとしたい。
備考	